

令和 7 年 9 月 1 日

令和 7 年度第 6 回青森地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記「5 募集要領」によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 3 時 0 0 分から
- 2 場 所 青森合同庁舎 4 階 共用会議室
青森市新町 2 丁目 4 番 2 5 号
- 3 議 題 青森県最低賃金の改正決定についての青森地方最低賃金審議会の
意見に対する異議の申出
青森県特定（産業別）最低賃金改正に係る必要性有無の答申 他
- 4 募集人数 8 名以内
- 5 募集要領

- (1) 傍聴希望者は傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、メールアドレス及び所属をご記入の上、メール又は、はがきにて以下の宛先までお申し込みください。

お申込み締切日は令和 7 年 9 月 1 0 日(必着)です。

メールの場合: aochingin02@mhlw.go.jp

はがきの場合: 〒030-8558

青森市新町 2 丁目 4 番 2 5 号 青森合同庁舎
青森労働局労働基準部賃金室 宛

- (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。当選された方に対しては、後日書面により連絡いたしますので、当日はその書面を持参してください。
- (3) 当日は、審議会の開始 1 0 分前までに、青森合同庁舎 4 階共用会議室にお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
なお、事前にご応募いただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることがわかるものをお持ちください。
- (4) 青森地方最低賃金審議会は、公労使三者が揃って議論を行う場についての傍聴は可能ですが、公益委員及び労働者側委員又は公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴できませんので、ご了解願います。

6 その他

- ・ 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- ・ 車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名も併せてお書き添えください。

担当：青森労働局労働基準部賃金室

017-734-4114

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び青森地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。